

令和3年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園） 及び清五郎ワールドカップ広場
-------	---

指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ （指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日）
所在地	新潟市中央区長潟570番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

事業実施計画書（目次）

1	管理運営方針	1
2	運営業務	
	① 供用日・供用時間及び利用案内業務	3
	② 有料公園施設の運営業務	6
	③ 行為許可業務	7
	④ 利用料金の徴収等業務	7
	⑤ 利用促進・質の高いサービス提供業務	7
	⑥ 広報業務	9
	⑦ 意見聴取業務	10
	⑧ 地域・住民との連携業務	10
	⑨ 関係団体との連携業務	11
3-1	園地維持管理業務	
	① 樹木等植物育成管理業務	12
	② 一般施設の維持管理業務	12
	③ 清掃業務	13
	④ 巡視・点検業務	13
3-2	新潟スタジアム維持管理業務	
	① 一般施設の維持管理業務	14
	② 清掃業務	15
	③ 巡視・点検業務	15
	④ 芝生管理業務	16
3-3	野球場維持管理業務	
	① 一般施設の維持管理業務	16
	② 清掃業務	17
	③ 巡視・点検業務	17
	④ 人工芝管理業務	18
4	管理業務	
	① 事業評価業務	18
	② 利用の禁止、制限業務	18
	③ 安全対策・緊急対応業務	19
5	自主事業	
	① 物販事業	20
	② その他事業	20

6	管理体制	
	① 職員体制	2 1
7	その他物品の使用等	
	② 物品の使用・管理	2 2
	② 記録等の作成及び保管	2 2
	③ 県内産業振興や雇用への配慮	2 2
	④ 環境への配慮	2 3

1 管理運営方針

アルビレックス新潟・都市緑花センターグループは、スポーツ公園の持つ魅力を最大限に引き出し、さらなる利用者満足度向上と利用促進のための取り組みを以下の管理運営ビジョン及び管理運営方針により実施してまいります。

【管理運営ビジョン】

「“スポーツ”と“自然”のチカラで夢と感動を！」

【総合的な管理運営方針と行動目標】

管理運営ビジョンのもと、地域・住民・ボランティア及び関係団体、行政機関の協力を得ながら以下の管理運営方針と行動目標による管理運営を行います。

管理運営方針1 「スポーツや文化の感動に会えるスポーツ公園」

《行動目標1》

「プロスポーツ」や「スポーツイベント」のほか、多種多様な「文化イベント」の実現に向け、より積極的な誘致活動を行います。

《行動目標2》

生涯スポーツの実現に向け、誰もが気軽にスポーツにふれあえ、子ども、高齢者、障害者が平等に楽しめる機会を創ります。

《行動目標3》

スポーツ人口の拡大に向け、新たな競技スポーツやニュースポーツにふれあえる機会を創ります。

管理運営方針2 「にぎわいあふれる元気で楽しいスポーツ公園」

《行動目標4》

各エリアの特徴を生かしたゾーニングを行い、公園全体のにぎわいを創りだします。

《行動目標5》

地元農産物の販売やキャンプ体験会のほか、誰もが楽しめる新たな利用促進事業の実施などにより公園の魅力を高め、地域の活性化を推進します。

《行動目標6》

災害発生時の避難場所、防災活動の拠点として、防災フェアなどの開催を通し、防災知識の普及啓発を行い、地域の防災力向上につなげます。

管理運営方針3 「自然・歴史・文化を学べるスポーツ公園」

《行動目標7》

地域住民と利用者の多世代交流を通じた地域の歴史や文化を伝えることで、地域コミュニティの活性化につなげます。

《行動目標8》

イベントや文化プログラム、展示などを通し、都市に残る貴重な自然や地域の歴史・文化を子供たちに伝えます。

《行動目標9》

地域協働で文化伝承に取り組むことにより、高齢者の生きがいつくりや、健康づくりにつなげます。

2 運営業務

①供用日・供用時間及び利用案内業務

※以下に記載の月日については、特別の記載のない限り令和3年4月から令和4年3月までの期間である。

【園地】

(1) 供用日及び供用時間

① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

ア) 園地

常時開放

イ) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

供用日：多目的運動広場(北エリア) は4月1日から10月24日まで

多目的運動広場(南エリア) は5月8日から11月14日まで

供用時間：多目的運動広場(北エリア) は午前9時から午後5時まで、多目的運動広場(南エリア) は午前9時から午後10時まで

ウ) レストハウス、ビジターハウス

供用日：4月1日から12月28日、1月4日から3月31日

供用時間：午前9時から午後5時まで

② ただし、①によらず以下の場合には施設の供用時間を変更あるいは閉鎖します。

ア) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

大会等管理者の必要と認める日に限り、

- ・多目的運動広場(北エリア) は午前7時から午後5時まで延長します。
- ・多目的運動広場(南エリア) は午前7時から午後10時まで延長します。

イ) 第1駐車場・第2駐車場

4月から11月までと翌年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します（門扉の開閉により実施）。

ウ) 第3駐車場

4月から11月までと翌年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します（門扉の開閉により実施）。また、12月28日から2月28日の冬期間は閉鎖します。

エ) 長潟臨時駐車場

土曜日、日曜日、祝日、及び平日の午前9時より午後5時（主催者の申請時間に応じ変更）まで開放します（門扉の開閉により実施）。ただし12月～2月の公園利用が少ない時期は閉鎖を基本とし、利用状況にあわせ開放します。

【新潟スタジアム】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：専用利用の場合 午前9時から午後9時まで

専用利用以外の場合 午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を延長します。

ア) 陸上個人利用、会議室単独利用の延長

期間：4月1日から12月28日までの火曜日から金曜日

時間：午前9時から午後9時まで（受付は午後8時まで）

イ) Jリーグ、天皇杯等大規模イベント開催の場合

期間：4月1日から3月31日まで

時間：午前6時から翌日午前1時まで

ウ) 新潟シティマラソン、及び新潟ハーフマラソン

期間：10月10日、3月中旬（予定）

時間：午前1時から午後11時まで

エ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及びイベント等の開催日

期間：4月1日から11月30日まで

時間：午前4時から午後10時まで

【サブグラウンド】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず利便性向上のため陸上個人利用の場合は時間を延長します。

ア) 日没営業

供用日：4月1日から9月30日まで

供用時間：午前9時から日没まで（最長午後7時）

イ) 夏季早朝営業

供用日：7月から8月まで

供用時間：午前7時から日没まで（最長午後7時）

【野球場】

(1) 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日及び1月4日から3月31日

供用時間：午前9時から午後9時まで

ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を変更します。

ア) BCリーグデーゲームの場合

期間：4月1日から9月20日及び3月1日から3月31日までの間の開催日

供用時間：午前6時から撤収終了までの間（指定管理者が必要と認める時間）

イ) プロ野球、BCリーグナイトゲームの場合

期間：4月11日から9月20日までの間の開催日

供用時間：午前7時から撤収終了までの間（指定管理者が必要と認める時間）

ウ) 大規模コンサート準備、開催及び撤収の場合

期間：8月23日から8月31日まで

供用時間：午前9時から翌日午前9時まで（指定管理者が必要と認める時間）

エ) 新潟県高野連が開催する高等学校野球大会の開催日

期間：6月5日から9月29日からの間の開催日（予備日を含む）

供用時間：午前6時から撤収終了までの間（指定管理者が必要と認める時間）

オ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及び野球教室等の開催日

期間：4月1日から12月28日及び1月4日から3月31日

供用時間：午前7時から撤収終了までの間（指定管理者が必要と認める時間）

カ) 有料公園施設の予約がない場合

供用時間：午前9時から午後5時15分まで

キ) その他、施設管理上の都合により供用時間を繰り上げあるいは繰り下げる場合があります。

(2) 利用受付及び案内業務

① 園地事務所

4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の8時30分より17時15分まで1名以上が常駐します。

② 北サービスセンター

4月1日から11月15日の間、基本は9時から17時まで（ナイター利用がある場合は最大21時まで）1名以上が常駐します。

③ 南サービスセンター

4月1日から11月15日の間、9時30分から16時30分まで1名以上が常駐します。
（但し、大規模イベント時等でサービスセンターを閉鎖する場合を除きます。）

④ 新潟スタジアム、野球場

4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の供用時間内で1名以上が常駐します。

②有料公園施設の運営業務

【園地】

(1) 今年度の受付開始日など

① 多目的運動広場

専用利用については、利用を希望する日の2ヶ月前の1日からインターネットにて受付を行います。ただし、4月の利用については3月1日から受付を行います。

② レストハウス、ビジターハウス

多目的運動広場と同様で受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

令和4年度の大会利用は利用調整規定に基づき、11月頃より募集し、審査、調整、決定を行います。

【新潟スタジアム及びスワンフィールド】

(1) 今年度の受付開始日など

① 大会、イベント利用は随時受け付けます。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前の20日頃から予約システム等で使用可能日を周知し、2か月前の1日（3月分は1月4日）より随時受け付けます。

③ 陸上個人利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月から利用可能日を周知し、利用日当日に受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

令和4年度の大会利用は利用調整規定に基づき、10月頃より募集し、審査、調整し、2月頃に内定を行います。

【野球場】

(1) 今年度の受付開始日など

① グラウンド、屋内練習場の利用は利用日が属する月の3ヶ月前の20日頃より予約システム等で周知し、複数の申し込みがあった場合は抽選等により決定します。空いた利用枠は、抽選後に広報し、翌月1日（1月は4日）より予約システムで随時受け付けます。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前の20日頃から予約システム等で使用可能日を周知し、2か月前の1日（3月分は1月4日）より随時受け付けます。

(2) 次年度の利用受付について

令和4年度の大会利用は、利用調整規定に基づき、10月頃より募集し、審査、調整し、2月頃に内定を行います。

③行為許可業務

新潟県都市公園条例第2条に基づき許可に係る事務を行います。

④利用料金の徴収等業務

(1) 利用料金表

(2) 減免基準

(3) 利用料金の徴収方法

- ・窓口での現金による徴収、また、金融機関への振り込みによる徴収の場合は、専用の口座を設け徴収します。

⑤利用促進・質の高いサービス提供業務

【園地】

(1) 西側芝生広場の活用

- ① 芝生広場の一部に、年齢に関係なく楽しめるニュースポーツの体験の場として、ミニパークゴルフ場（4ホール程度）を年度内に設置します。
- ② 運動会などを他の施設を借りて行っている保育園や幼稚園が少なくないことから、子どもたちが自由に遊びまわれ、健全な育成の場としていただけるよう、保育園、幼稚園等に案内・周知していきます。
- ③ 南地区および西側芝生広場周辺は緑陰が少ないことから、樹木の植栽を少しずつ進めると共に、芝生広場の一部をタープ等が張れる場所を設定し、利用の促進を図ります。
- ④ 指定緊急避難場所と指定されていることと、災害時対応トイレ等が設置されていることから、行政機関や関係団体等と連携して、県民の防災意識高揚のための防災フェアを開催します。

(2) 景観軸のカナール（大通り含む）の活用

- ① 週末の賑わいの創出するため、カヌーなど水面を利用した「ウォータースポーツ」を月2回程度開催します。
- ② シンボルツリーのイチヨウの生育改善を進めるとともに、花修景の充実を進め魅力の向上を図ります。

(3) 多目的運動広場

- ① 利用者の利便性向上、品質向上のため野芝からティフトン芝への芝種転換に向けての作業を行います。

(4) ながたの森／レストハウスの活用

- ① 障害のある子どもたちの外遊びなどのイベントを開催するため、支援するグループ等と連携打ち合わせを行います。障害のあるアーティストの作品を展示する移動美術館を行います。

(5) 自然生態園／ビクターハウスの活用

- ① 亀田郷土地改良区やコミュニティー協議会等の協力を得て、地域の変遷や鳥屋野潟、公園で見られる動植物等の展示の準備を行います。

【新潟スタジアム】

(1) 利用目標

専用利用目標日数 158日

陸上個人利用年間人数 18,000人

(2) 取り組み

利用者ニーズの高い企画や社会的に必要性の高い企画を開催します。

- ① 芝生一般利用（サッカー・ラグビーなど）広く募集し抽選により利用団体を決定します。
- ② 障がい者スポーツ体験イベントを新潟市サイクリング協会や新潟県障害者スポーツ協会との共同企画で実施します。
- ③ 「走り方教室」など気軽に参加できる教室を開催します。
- ④ サッカー代表戦等を誘致するため誘致責任者を定めて誘致活動を行います。

(3) その他

平日のグラウンド専用利用を拡大するため結婚式前撮り撮影での利用を周知します。

【野球場】

(1) 利用目標

専用利用目標日数 245日

屋内練習場単独利用の年間利用者数 25,400人

(2) 取り組み

① グラウンド個人利用

グラウンドで空きが生じた場合でスタッフの配置が可能な場合は、個人利用日として、ピッチングマシンを使用したバッティング練習場とします。

② 予備日の活用

グラウンド利用において、予備日利用しない場合は、利用できない場合があることを承知いただいた上で予約を受け付けすることで極力空きを無くします。

③ 冬期の屋内練習場利用時間区分の変更

12月から3月までの利用時間区分を3時間毎の区分とし利用機会を増やします。

④ 椅子トレ等の健康教室の開催

年6回程度高齢者を対象とした健康教室を開催します。

⑤ 誘致担当者が高円宮杯の継続開催等の誘致を行います。

⑥ 平日のグラウンド専用利用を拡大するため結婚式前撮り撮影での利用を周知します。

(3) 県民が夢と感動を体感できる大会・イベント開催

プロ野球興業や大規模コンサートなどが安全、安心に開催できるよう連絡を密にし、また多くの県民等に観戦いただけるよう協力していきます。

また、来場いただいた方が喜んでいただける施設を提供します。

【サービス・管理技術の向上への取り組み】

利用者満足度の向上に向け OJT を中心に、外部研修等により以下により人材育成を進め、質の高いサービスを提供します。

《主な研修実施予定》

(全職員対象に実施：年1回程度)

- 接遇研修・ビジネスマナー研修
- 認知症サポーター養成講座
- コンプライアンス・ハラスメント講習
- 個人情報・機密情報保護研修

(必要に応じ実施)

- 管理職研修
- 広報研修
- 技術研修／実地研修
- 先進地視察研修

⑥ 広報業務

(1) 主な広報手段

以下により、「タイムリーで」「分かりやすく」「手に入れやすい」広報を展開します。

- ① ホームページ 利用案内、イベントスケジュール、駐車場案内、防災情報など
- ② ブログ イベント情報、利用案内、管理運営状況など
- ③ SNS イベント情報、利用案内、管理運営状況など
- ④ チラシ イベントスケジュール、教育支援プログラム、会議室利用案内など
- ⑤ ダイレクトメール 総合学習プログラムなど
- ⑥ パブリシティー プレスリリース、Jリーグマッチデープログラム
- ⑦ 園内掲示板 イベント情報、管理作業情報、利用規制など
- ⑧ 当センター情報誌 イベント情報、管理運営の取り組みなど

(2) 近隣自治会への情報提供

- ① 隔月のイベントスケジュール（コメント・写真付き）の回覧により、近隣へ情報を提供します。（時期：4月、6月、8月、10月、12月に翌月・翌々月情報を配布、都合：6回）
- ② コンサート等大規模イベント時は、開催前のお願いを自治会長宅の個別訪問あるいは自治会長の会合時に参加し行います。（コンサート時、延べ70軒）

(3) その他

結婚式前撮り撮影での利用を推進するため、結婚式場へDM等での広報を行います。

⑦意見聴取業務

(1) 県指定アンケート

県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。

(2) アンケート

客観的な事業評価を行うため、アンケートを実施し採点いただくと共に、併せてご意見を聴取します。(実施時期：10月～1月)

対象：園地利用者(学校、幼稚園等)、多目的運動広場、会議室、屋内練習場等の有料公園施設利用者

(3) ご意見箱の設置

レストハウス及び新潟スタジアム・野球場ロビー等にご意見箱を設置し意見を聴取します。(通年)

(4) ホームページからの意見聴取

ホームページ内の「お問い合わせ」より、ご意見を聴取します。(通年)

⑧地域・住民との連携業務

(1) 地域住民・団体との連携

① パネル展示や昔遊びなどで鳥屋野潟の歴史や文化を伝えていくため、山潟地区コミュニティー協議会や亀田郷土地改良区等と連携・協力をいただき、地域の変遷・動植物のパネル作製などの準備を行います。

② 地域の関連団体等と公園の活性化及び地域活性化を図るための検討を行います。

(2) 近隣施設との連携

① 近隣の公共施設とお互いにパンフレットを置くとともに、イベント等の情報交換する場を設ける等連携を図っていきます。

(3) 学校との連携

① イベント時には、音楽やダンス等の活動成果の発表の場をつくります。

② 公園内で行う環境教育をサポートするため、小学生などを対象としたプログラムの作成を今年度中に行います。

③ 可能な限り、総合学習、校外学習、インターンシップ、見学、視察等の受け入れを行います。

(4) ボランティア団体との連携

- ① 活動をカテゴリーごとに分類し、「公園サポーター」「スポーツ公園ボランティア」等それぞれが特定の目的をもって活動していただき、公園の各施設の管理運営に協力していただきます。

(5) 行政機関との連携

- ① 平常時の安全管理や緊急時の危機管理で緊密に連携し、安全・安心の確保を図ります。
- ② 警察署・消防署と連携し、イベント時の対応や、夏季の夜間の犯罪抑止等のパトロールを行っていただきます。

⑨関係団体との連携業務

(1) 主催者との連絡調整

- ① 陸上、サッカー、ラグビー等の大会を円滑に運営するため、「(一財)新潟陸上競技協会」「高等学校体育連盟」「(公財)新潟県スポーツ協会」「(一社)新潟県サッカー協会」「新潟県ラグビーフットボール協会」等と連絡調整し円滑な運営に努めます。
- ② その他、各種陸上教室やゲートボール大会などのイベント、大会開催に向け(株)新潟アルビレックスランニングクラブ、(一財)新潟県ゲートボール連盟、(一社)新潟県レクリエーション協会などと連携します。
- ③ 自主事業の開催において、公園の利活用促進と県民サービスを図るため、新潟県eスポーツ連盟、新潟市サイクリング協会、自衛隊などと連携します。

(2) 定例会議の開催

① 「スポーツ公園管理協議会」

指定管理者、外部発注業者が一堂に会し、スケジュールや連絡事項の確認を12月から2月を除く月1回開催します。

② 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟利用調整会議」

新潟スタジアム・サブグラウンド及び野球場の利用日程を決定するため、各競技団体等より、2月を目途に参集いただき調整します。

③ 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟運営支援懇談会」

年1回、②と併せ、行政、主催者、競技団体、マスメディア等スタジアム運営の関係者に参集いただき、効率的な運営について意見交換を行います。

④ 「鳥屋野潟南部地区公共施設合同協議会」

近隣の公共施設に年1回2月を目途に参集いただき、主に大規模イベント時の交通整理や駐車場の調整を協議します。

参加施設(予定)：いくとぴあ食花、新潟市産業振興センター、新潟テルサ、新潟市アイスアリーナ、鳥屋野潟公園鐘木地区指定管理者など

(3) その他

- ① 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターとの連携

医科学センターのフィットネスホールと新潟スタジアムのトラック利用について、双方の有する機能を有効に活用し利便性の向上のため、両施設を一緒に使用できる「共通券」を発行します。

② その他

管理・運営で大きな問題が生じることが予測される場合は、必要に応じて県、主催者、指定管理者が参集し問題解決を目指します。

3-1 園地維持管理業務

①樹木等植物育成管理

(1) 樹木管理

- ① 南地区のプロムナード周辺樹木の植え替えを行い、緑陰が形成されるよう管理を行います。
- ① 開園から20年以上経過し大木となった樹木については、周辺植物への影響や施設機能を発揮できるよう支障となる枝の剪定や間伐を行うなどの維持管理を行います。

(2) 芝生管理

- ① 高頻度の利用に耐えられる芝生育成のため、引き続き南エリアへのティフトン植栽を進めます。

(3) 花壇管理

- ① 入口広場付近に設けた花壇へ、植物を植え季節の移り変わりを楽しむ場所づくりの他、既存のカナール花壇の更新作業を行います。

②一般施設の維持管理業務

- (1) 公園内には様々施設がありますが、特に污水处理設備は、Jリーグやプロ野球等大規模イベントを行う新潟スタジアムや野球場の汚水の最終処理を行う重要な施設であることを常に意識して維持管理を行います。
- (2) 職員・公園管理員による巡視点検や専門業者による定期点検により不具合等の早期発見に努めます。園路、東屋など目視可能な施設は清掃などの日々のメンテナンスで劣化の進行を抑え、黙視できない電気ケーブルや給排水管などは監視システムの動作確認と履歴の把握・分析により異常の早期発見に努めます。また、破損や故障は、早期発見し軽症なうちに対応することで悪化を防ぎます。

③清掃業務

(1) 園内清掃

- ① 毎日のゴミ清掃、パトロール時にもゴミ拾いを行います。また、イベント開催時は、主催者などと綿密な打ち合わせを行い、開催中及び開催後のごみ清掃を実施し、平常時と変わらない状況を保ちます。
- ② 「ゴミを捨てない公園づくり」を目指し、「ゴミ持ち帰りの声掛け」等を実施します。
- ③ 台風等異常気象後は巡回し、側溝等が詰まっていないかの確認及び適宜清掃を行います。

(2) トイレ清掃

- ① 毎日トイレ清掃を実施するほか、巡回時に汚れを見つけた場合の清掃及び定期的にトイレ全体の清掃を行います。
- ② イベント開催時は、主催者等と協力し、開催中においても定期的にチェックし、清掃などを行います。

(3) 池清掃

- ① カナールや修景池等の水系は、年1回落水し、堆積した泥などの除去、清掃を行います。

(4) 建物清掃

- ① 床のワックスがけやガラス清掃等を定期的に行い、建物の維持及び延命を図ります。

(5) 廃棄物処理

- ① ゴミは廃棄物とリサイクル物に分別して処理します。また、産業廃棄物については、マニュアルにより適正に処理します。

④巡視・点検業務

(1) 日常点検

公園を熟知した職員が、毎日午前・午後の2回、樹木の生育状況や病虫害の状況、施設の破損や危険個所の有無、利用状況等の確認を行います。不具合等を発見した場合は、即時に対応を基本とし、利用者の安全性・快適性を確保します。

(2) 定期点検

- ① 月1回「重点パトロール」を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- ② 機械設備等は専門業者による定期点検を実施し、常に正常稼働ができるように努めます。
- ③ たくさんの子どもたちが遊ぶ遊具は、月1回の触診・打検を実施するとともに、年1回専門業者による精密点検を行います。

(3) 特別点検

- ① 台風や豪雨等の異常気象時は、速やかに「臨時点検」を行い被害状況等の把握を行います。
- ② 震度4以上の地震が発生した場合は、「緊急時初動対応基本マニュアル」に基づき指定された職員が参集し巡回点検を行い、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努めるとともに、関係機関へ報告を行います。

(4) 夜間巡回

特に夏期に多い花火や放火の防止のため、警備員による巡回を行うとともに、新潟警察署及び新潟市中央消防署にも巡回を行っていただき、犯罪防止、安全確保を図ります。

(5) スズメバチ対策

近年スズメバチの発生が多くなっていることから、ハチトラップの設置による捕獲や巡回による早期発見、また、発見した場合は直ちに利用制限や巣の除去を行います。

3-2 新潟スタジアム維持管理業務

①一般施設の維持管理業務

(1) 特定電気設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、各設備の専門業者を統括できる総合設備業者に委託して実施します。
- ② 定期点検は、新潟スタジアム自家用電気工作物「保安規程」や消防法に基づいて、設備の「予防保全」を常に心がけ、消耗部品等の交換は適切に実施して、故障の未然防止と発生時の更なる拡大を防ぎます。

(保守点検をする設備)

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ・ 特高受変電設備 | ・ 大型映像設備 | ・ 火災警報設備 |
| ・ 高圧配電盤設備 | ・ 電光掲示盤設備 | ・ 誘導灯等防災設備 |
| ・ 低圧配電盤設備 | ・ 照明監視制御設備 | ・ 監視カメラ設備 |
| ・ 常用発電設備 | ・ フィールド放送設備 | ・ 陸上競技計測設備 |
| ・ 非常用発電設備 | ・ 非常放送設備 | ・ サブグラウンド設備 |
| ・ 直流電源設備 | ・ 構内交換設備 | ・ 電力中央監視設備 |

(2) 特定空調設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、異常発生時の迅速対応が可能な、専門知識を有する専門業者に委託して実施します。
- ② 定期点検では、「予防保全」を常に心がけ、消耗部品の交換等を適切に実施して、故障発生や故障拡大を予防します。

(保守点検をする設備)

- | | |
|----------|-----------------|
| ・ 熱源設備 | ・ 雨水濾過設備 |
| ・ 空気調和設備 | ・ 空調自動制御機器 |
| ・ 換気設備 | ・ 中央監視制御装置 |
| ・ 衛生器具設備 | ・ 冷却塔設備 |
| ・ 給水設備 | ・ 汚水、雨水、湧水ポンプ設備 |
| ・ 給湯設備 | ・ 電気式高所作業車 |

- ・排水設備
- ・臭気ろ過設備

(3) 建築基準法第12条に基づく検査

令和3年度中に実施する。

- ・建築物
- ・建築設備（換気設備、非常照明）
- ・昇降機（6機）

②清掃業務

(1) イベント利用者、会議室利用者、見学者など、全てのスタジアム利用者に、常に「きれいで快適な空間」を提供します。

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた業務を的確に行い、お客様及びスタジアム関係者に適正かつ快適な衛生環境を提供します。

《建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく衛生管理》

- ・ねずみ、昆虫等防除
- ・室内空気環境測定
- ・飲料用受水槽の清掃
- ・冷却塔及び加湿装置の清掃
- ・中水槽の清掃
- ・雨水槽等の清掃
- ・汚水槽等の清掃

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理》

- ・一般廃棄物（可燃物） 焼却処理
- ・一般廃棄物（不燃物） 埋立処理
- ・資源物（古紙等） 再資源化事業者へ搬入
- ・産業廃棄物（蛍光灯等） 分別破碎によるリサイクル

③巡視・点検業務

(1) 設備運転監視業務

① 各設備の運転監視は専門知識が必要であり、また、365日24時間の連続監視を行うため、専門業者に委託して実施します。

② 設備の巡視点検は、年間を通した作業計画書を作成して効率的に実施します。巡視点検で発見した異常事項は、応急措置や小修繕を施し、故障の拡大を最小限にするよう日頃から心がけます。

(運転監視、法令等により点検を必要とする設備)

- ・特高受変電設備
- ・昇降機設備
- ・高圧、低圧配電盤設備
- ・自動ドア設備
- ・防災設備
- ・電動シャッター設備
- ・空調設備
- ・避雷設備

・衛生設備

④芝生管理業務

- (1) Jリーグ等の試合で選手が安全にプレーできることはもとより、観戦者にも美しさを感じていただける日本最高のピッチを提供します。
- (2) 外部委託先が2名常駐し維持管理を行い、職員1名が監督員となり、指導、監督を行います。
- (3) 天然芝は、気温や日照、湿度などの気象条件により生育が大きく左右されることから、日々良く観察し、適切な管理を行い、フィールドを高い水準で維持します・

3-3 野球場維持管理業務

①一般施設の維持管理業務

施設を常に安全で快適に利用していただくため、施設・設備の異常の早期発見、早期対応に努め、長く安定して機能発揮できるよう維持管理します。

- (1) 野球場の設備は、電気、機械、通信、防災設備等が連携を取り合って稼働しています。
各設備は、それぞれ関係法令に従って保守点検を行い、その中で、設備の中核を担う電気関係設備の保守点検に備え、電気事業法で定める電気主任技術者を配置し、公園全体の電気主任技術者の指導の下で、業務計画の立案や委託する専門業者の指導監督を行います。
- (2) 日常的には、管理職員が各施設や設備を巡視し、異常発見に努めます。また、関係法規等に基づく点検や補修作業は、実績のある専門業者に委託して実施します。
- (3) 委託業者の選定に当たっては、法令による資格取得者の存否や実務経験等を厳密に審査して決定します。
- (4) 消防法、建築基準法、労働安全衛生法等に基づく点検等については、所管官庁等への報告や届出まで責任をもって対応します。
- (5) 保守点検で異常を発見した場合、管理責任者に報告し、必要により応急措置を実施します。
本復旧に当たっては、原因を追及したうえで、機能面、経費面から最良の方法を提案します。

②清掃業務

清潔・清掃・躰・整理・整頓の5Sを心がけた利用者の立場に配慮した適切な清掃を実施します。清掃は施設の利用の多寡によって分けたオンシーズンとオフシーズンでレベルを設定し、日常清掃、定期清掃等を効率的に実施します。

(1) オンシーズン (4月～11月)

一般利用や大会利用など、グラウンド利用が中心となるこのシーズンはグラウンド周辺の施設利用が多くなるため、それらの清掃を適切に実施します。

(2) オフシーズン (12月～3月)

屋内練習場の利用が中心となるこのシーズンは屋内練習場周辺の施設利用に重点を置いた清掃を実施します。

(3) その他

大規模イベント開催前後は使用範囲を興行主催者などとの打ち合わせにより把握し、観客席等の清掃を適期に実施します。

③巡視・点検業務

(1) 施設を常に安全で快適に利用していただくため、日頃から各施設の利用状況を把握し、設備ごとの特性に応じた、効率の良い運転監視及び日常管理を心がけます。

(2) 施設は、スポーツ公園（北地区）と一体的な運用が必要であり、常にお互いの情報交換に努め、それぞれに支障の生じない適正な業務遂行に努めます。

(3) 日常の業務は、実績のある専門業者に委託して行います。委託業者の選定は、大規模イベントや突発的なトラブル等にも対応可能な、市内に営業拠点を置く者とし、業務員は、施設の特異性を考慮して、経験や資格等を厳密に審査して配置させます。また、監視室での日常業務と、受託業者の広域管理センターの遠方監視で、24時間、365日の常時監視を行い、非常時の対応に備えます。

④人工芝管理業務

- (1) 人工芝管理の責任者（業務代理人）を1名配置し、人工芝維持管理業務仕様書に基づき管理作業を行うとともに、作業日誌を作成し記録を残します。（人工芝管理責任者：大学卒3年、体育施設管理士取得）
- (2) 人工芝の利用は、「人工芝使用規定」に基づき利用いただくこととします。

4 管理業務

①事業評価業務

指定管理者として、効果的・効率的な施設管理や、より質の高いサービスの提供、地域住民との連携や経営改善等を行うために、自己の活動を評価し改善に繋がります。

事業評価は令和4年1月までの活動について、内部評価を行うと共に、外部評価として利用者アンケートを実施し、施設の管理状況や接遇状況を数値で採点いただきます。

また、利用団体、地域住民、地元自治会等の事業評価員から意見をいただき最終的な事業評価とします。

事業評価会議開催日：3月頃

②利用の禁止、制限業務

(1) 通常時に禁止、制限を行う場合

公園内で破損等が生じ利用者の安全確保が困難となった場合や、修繕、芝生のメンテナンス業務等を実施する場合は、利用者の安全性と危険防止の観点から、必要に応じて周囲を囲う等を行うと共に、理由のサインを設置し利用の禁止あるいは制限を行います。

(2) その他

- ① 冬季に、新潟スタジアム、野球場、列柱廊の屋根からの落雪が予測されることから、利用者の安全確保のため落雪予測エリアの進入を制限します。

時期：12月上旬（大規模イベント終了後）～3月上旬（大規模イベント開始前）

- ② 地震や火災が発生した場合は、利用者の安全を図るため必要な措置を講じ利用を制限します。
- ③ 新潟スタジアムのトラック利用、野球場のグラウンド利用において凍結、積雪がある場合は、事故防止のため利用を制限します。（ただし、屋内練習場は使用可能）

時期：冬期で必要が生じた場合

- ④ 公園の建物内は施設の保護上、介助犬以外のペット持ち込みを禁止するとともに、トラック及びグラウンドにおいてはヒールや指定以外のスパイク靴を使用する場合は入場を制限します。
- ⑤ 従事者、利用者に感染症罹患が生じた場合は、関係機関の指導を仰ぎ適切な対応を図ります。

(3) 駐車場一時閉鎖

第1駐車場は住宅地に近く、一部利用者の騒音により、近隣自治会から新潟県へ夜間駐車場閉鎖の要望があり駐車場の一時閉鎖を行ってきたことから、引き続き一時閉鎖を行います。また、第2、3駐車場においても、一時閉鎖を行います。

(閉鎖日及び時間)

① 第1及び第2駐車場

4月から11月及び翌年3月の金曜日から日曜日と祝日の午後11時から翌日の午前5時まで

② 第3駐車場

4月から11月及び翌年3月の金曜日から日曜日と祝日の前日午後11時から翌日の午前5時まで及び12月28日から翌年2月までは、駐車場を閉鎖します。

③安全対策・緊急対応業務

(1) 安全対策

- ① 警備員や職員による巡回を実施し、危険箇所等の確認を行うと共に、危険行為、不審者および体調不良者等の有無も確認し、来園者や来場者の安全確保を図ります。
- ② 社会生活に大きな影響を与える疫病のまん延が生じている場合、従事者にはマスクの着用を義務付けるとともに、施設内の減菌対応を行います。また、来園者にもマスク着用を呼びかけます。

(2) 消防訓練などの実施

① 園地

消防訓練 年2回(6月、冬季1～2月頃)実施します。

防災訓練(災害用トイレの使用方法等)年1回6月頃実施します。

② 新潟スタジアム

消防訓練 7月

防災・消防訓練 11月

③ 野球場

年2回(6月、11月頃)実施します。

ア) 通報訓練

イ) 初期消火訓練 ほか

(3) 非常時連絡網の作成、周知

- ① 職員間、新潟県等の関係機関への通報、連絡体制を作成し職員に周知します。

(添付資料21、22、23)

スポーツ公園非常時連絡網

新潟スタジアム初動対応マニュアル

新潟県立野球場初動対応マニュアル

(4) 地震発生時の対応

① 供用時間内及び供用時間外において震度4以上の地震が生じた場合は巡回、報告を行うとともに、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努め、関係機関への報告、通報を行います。

(5) 無事故・無災害に向けた取り組み

事故・災害の発生を未然に防止するための研修と、緊急事態発生時の確実かつ迅速な対応にむけた研修を該当職員に対して行います。

安全衛生教育／雇い入れ時安全衛生教育	・・・・・・・・・・	毎年4月
特別教育／安全衛生教育	・・・・・・・・・・	各種1回／人
作業機械取扱講習会	・・・・・・・・・・	毎年4月（該当者）
安全パトロール 危険要素現地踏査	・・・・・・・・・・	1回／月以上
グループ内安全パトロール班によるもの		1回／年以上
労働安全コンサルタントによるもの		1～2回／年
普通救命講習 救命救急の基本、応急措置法、AED 取扱		年1回以上
防災訓練		年1回
初期消火訓練		年2回

5 自主事業

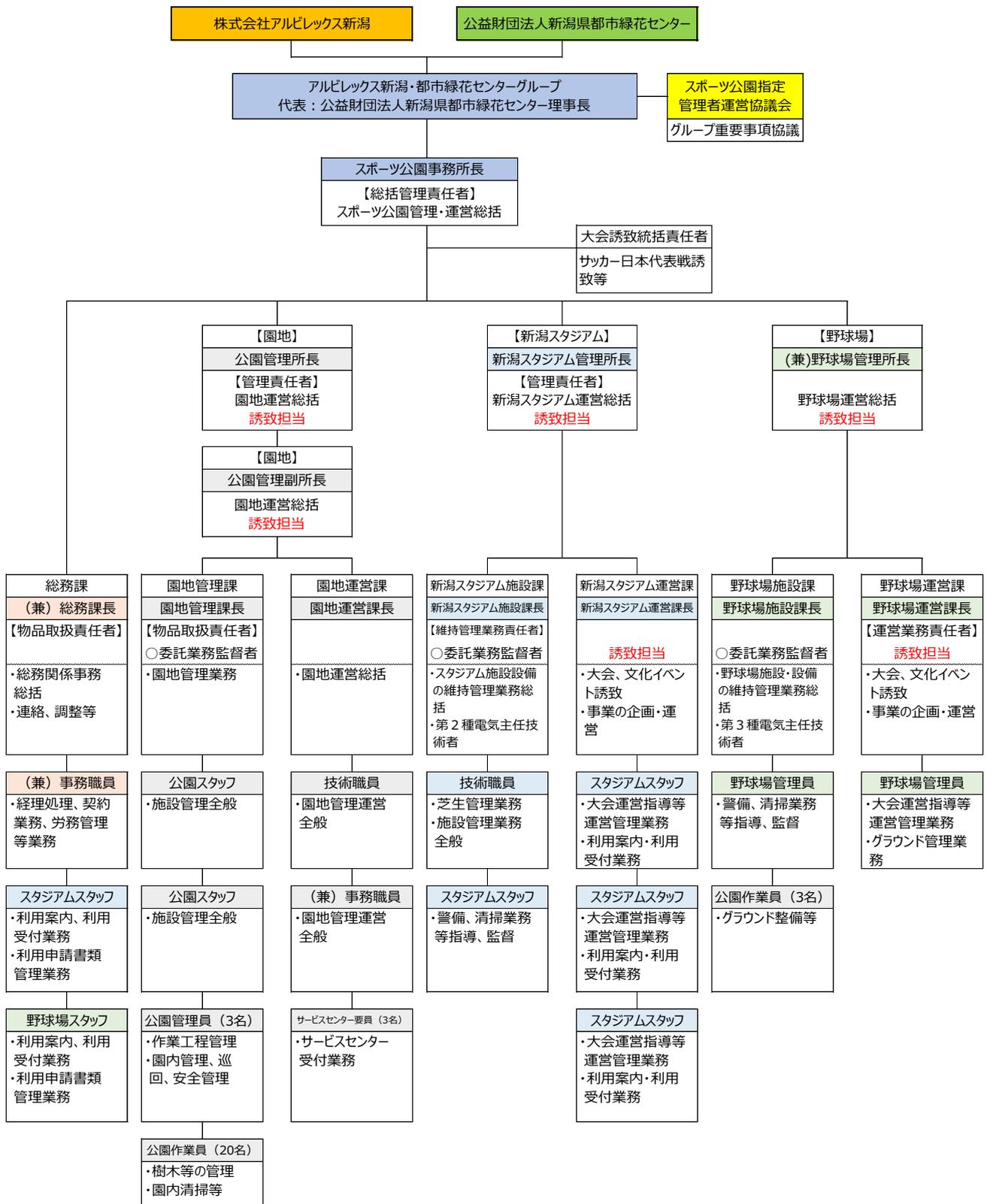
① 物販事業

施設の有効活用やにぎわいの創出の観点及び利用者の利便性の向上のために、物販事業を行います。

② その他の事業

スポーツ公園の利用促進等を目的とした多くの県民が集うことができるイベントを開催します。これにより、地域の活性化や公園の魅力発信となると考えます。

6 管理体制



7 その他物品の使用等

①物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- (1) 数量、使用場所、使用状況等の把握
- (2) 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- (3) 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- (4) 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があった時の県への報告

※物品取扱責任者

総務課 総務課長

②記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

③県内産業振興や雇用への配慮

(1) 県内産業振興

- ① チューリップやユリなど、新潟が国内有数の生産地である植物の紹介を、植栽時やイベントでPRします。
- ② 大規模イベント誘致を行い、これらイベント時において、県内各地の特産物や食品を紹介します。
- ③ 近隣の商工振興会やコミュニティー協議会などに会場を提供し、ご当地催事や産業を盛り上げるとともに自治会防災・集会やスポーツ合宿・行事等で施設を活用します。
- ④ Jリーグが提唱する社会連携（シャレン）に参画し、子供たちと夢、希望、感動を共有し「まちづくり」、「スポーツ文化づくり」に取り組み地域との連携を強化します。
- ⑤ 公園内で使用する物品の調達は、県内企業や販売店より県内生産品を優先的に使用することで地域産業振興につなげます。

(2) 雇用への配慮

- ① 人材の確保は、地元の方々を優先的に採用します。
- ② 特別支援学校の職場体験や、障害者・健常者が一組になったボランティア活動などを通して、将来的な就労や自立につながるよう支援します。

- ③ 中高生の総合学習や職場体験、インターンシップ学生を積極的に受け入れ職業意識醸成に貢献します。

④環境に配慮した事業活動

(1) 地球環境への負荷を最小限にした管理

- ① 植物の健全な育成管理を行い二酸化炭素の吸収を活性化します。
- ② 草地管理に茂みを残し生物の住処を残すことで生態系を守ります。
- ③ 特定外来生物発見時には、外来生物法を遵守し処理を行います。

(2) 環境の普及啓発活動

- ① 職員の省エネへの取り組み、法律に則った廃棄物処理、利用者への意識啓発を行います。
- ② 5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）を実施します。

(3) 環境教育の推進

- ① 生きもの・自然などに触れ、体験できるような環境教育プログラムを作成に向けた準備をします。

令和3年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書

< 利用料金収入 > (単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
有料公園施設使用料	126,525	
行為許可使用料	68,389	
利用料金収入計	194,914	

< 指定管理委託費 > (単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
県からの指定管理委託料	511,374	

< 管理運営経費 > (単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
維持管理費	639,645	
人件費	144,730	
事業費	418,736	
光熱水費	86,857	
清掃	62,629	
警備	11,185	
芝生維持管理	51,497	
設備運転監視	57,587	
施設・設備保守点検	71,473	
植物管理	43,401	
施設管理	18,280	
巡視・点検	4,677	
利用管理	3,600	
その他	7,550	
事務費	53,179	
修繕費	23,000	
一般管理費等経費	66,643	
管理運営経費計	706,288	